公立鳥取環境大学自己点検・評価実施要綱

（趣旨）
第１条 この要綱は、公立鳥取環境大学学則第２条第３項の規定に基づき、公立鳥取環境大学に
おける教育研究活動の状況について、定期的に自ら点検及び評価を実施するために必要な事項
を定めるものとする。

（実施組織）
第２条 前条に規定する点検及び評価（以下「自己点検・評価」という 。）の実施組織は、公立
大学法人公立鳥取環境大学組織規程第１１条第１項第５号に定める自己点検・評価委員会（以
下「委員会」という。）とする。

（評価事項）
第３条 自己点検・評価は次に掲げる事項について行う。
（１）法令適合性の保証
（２）教育研究の水準の向上
（３）特色ある教育研究の進展

（実施時期）
第４条 自己点検・評価は、内部質保証の進捗状況を適切に把握できるように定期的に行うもの
とする。

（報告等）
第５条 委員会は、自己点検・評価の結果を学長に報告しなければならない。

（報告への対応）
第６条 学長は、前条により報告を受けた自己点検・評価の結果については、内部質保証推進会
議に対して、次に掲げる業務を命じなければならない。
（１）本学における自己点検・評価結果の適切性及び有効性の評価
（２）前号に関する改善すべき事項に関する審議

（事務）
第７条 自己点検・評価に関する事務は、総合戦略課において処理する。

（委任）
第８条 この要綱に定めるもののほか、自己点検・評価について必要な事項は、学長が別に定め
る。

 附 則
 この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則
 この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附

則（平成２７年規程第３１号）

 この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附

則（平成２７年規程第３２号）

 この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附
 則（平成３０年規程第１７号）

 この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附
 則（平成３１年規程第１９号）

 この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附
 則（令和元年規程第
５号）

 この要綱は、令和元年６月１０日から施行する。

附

則

 この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附

則

 この要綱は、令和２年
４
月２８日から施行する。